

## 事業概要

平成17年2月10日記入

ふりかえり会議対象事業名

ファミリーサポートセンター事業

担当部署名

松阪市 福祉課

担当者名及び連絡先：電話番号（市外局番からお願いします）

榊原典子（0598-53-4089）

予算額

5,634 千円

事業概要

育児の援助を受けたい者と育児の援助を行いたい者を会員として組織化し、地域での子育て支援と仕事と家庭の両立支援を目的としてファミリーサポートセンターを設立し、NPOに運営を委託している。

別添資料 有 無

この事業概要は、毎年提出された協働事業リストと同一の内容を記載しています。もし変更点等があれば記入してください。

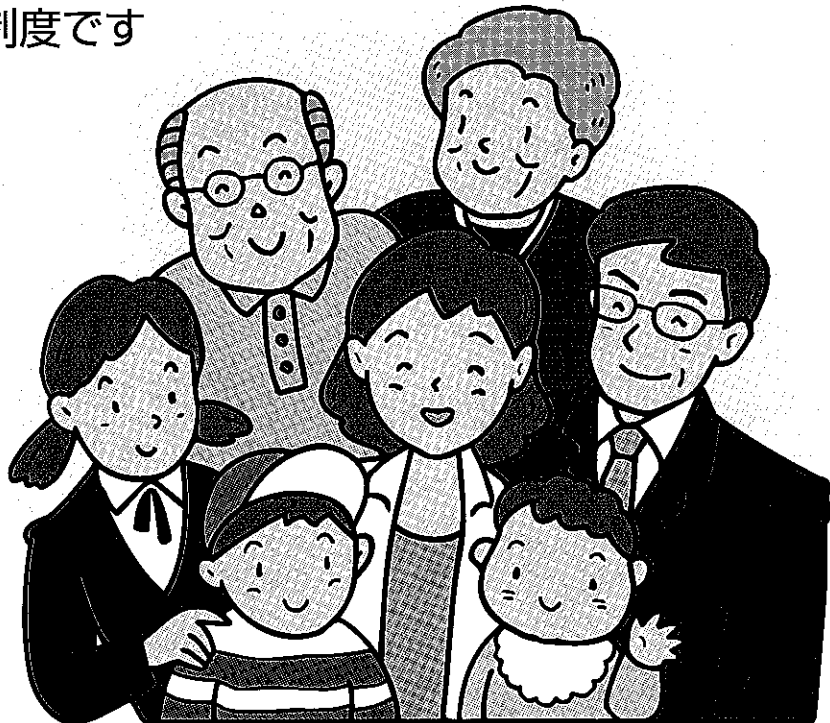
ご存知ですか？

# ファミリー・サポート・センター

「急な残業で、保育所への  
迎え時間に間に合わない」

「子供が病気で、保育所に  
預かってもらえない」

こんな時のための  
うれしい制度です



地域で育児を助け合う  
ファミリー・サポート・センターを  
ご一緒につくりませんか？  
三重県では  
ファミリー・サポート・センターの  
設立促進を行っています。

助け合うところが一人ひとりを活かします。

# ファミリー・サポート・センター

## ファミリー・サポート・センターとは…

「育児の援助を受けたい方」(依頼会員)と「育児の援助を行いたい方」(提供会員)を会員として組織し、地域における子育てを支援する相互援助の会員組織(有償ボランティア)です。

### 事業目的

本事業は、労働者の仕事と家庭の両立支援及び地域の子育て支援を目的としています。

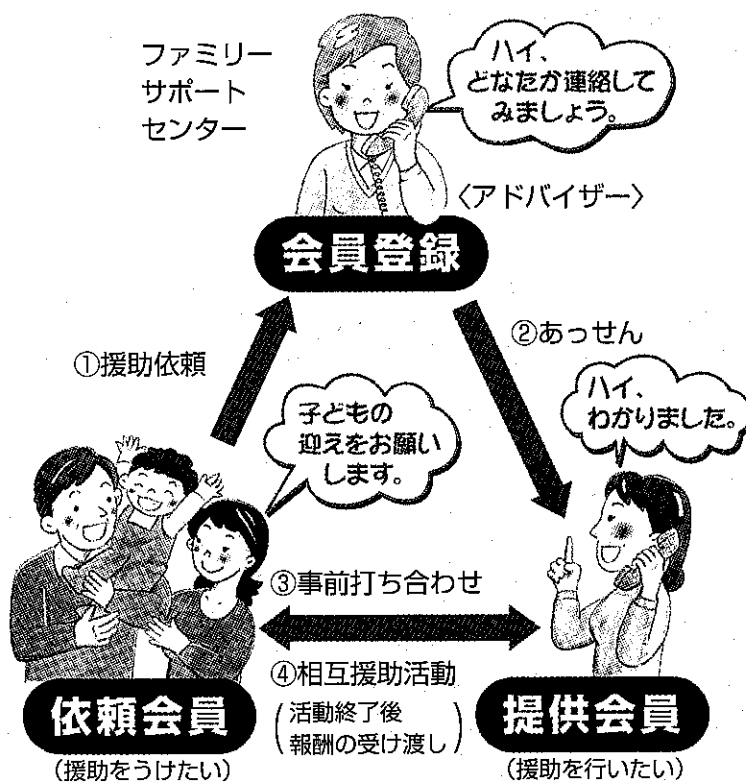
### 設立趣意

- 市町村(複数の市町村が共同で設立する場合を含む)
- 市町村はセンターの事業を公益法人等に委託することもできます。

### 業務内容

- 会員の募集・登録
- 関係機関との連絡調整
- 交流会・講習会等の開催
- 相互援助活動の調整
- 保育所との連絡システムの整備 など

## ファミリー・サポート・センターのしくみ



### 育児サービスを受けるには

ファミリー・サポート・センターに会員登録していることが前提です。

- ①依頼会員は、ファミリー・サポート・センターに連絡をとり、援助を申し込む。
- ②ファミリー・サポート・センターは、提供会員の中から適当と思われる方をあっせんする。
- ③依頼会員、提供会員が互いに事前打ち合わせを行う。(条件等で折り合いがつかなければ、お断りできます。)
- ④会員による相互援助活動

### ※会員登録するには?

提供会員、依頼会員ともにセンターの会員登録条件を満たしていれば、センターに申し込んで会員登録することができます。会員になるためには特別な資格は不要です。

事故に備え、ファミリー・サポート・センターが補償保険に一括して加入します。

## 会員間の主な活動内容

会員間の活動には恒常的なものと臨時的なものがあります。

- 保育施設の保育開始前や終了後に子どもを預かる
- 保育施設までの送迎を行う
- 学校の放課後や学童保育終了後、子どもを預かる
- 保護者の病気や急用の場合に子どもを預かる
- 買い物等外出の際、子どもを預かる など

☆原則として子供を預かる場所は、提供会員の自宅とします。

助け合うところが一人ひとりを活かします。

# ファミリー・サポート・センター

## ファミリー・サポート・センターとは…

「育児の援助を受けたい方」(依頼会員)と  
「育児の援助を行いたい方」(提供会員)を  
会員として組織し、地域における子育て  
を支援する相互援助の会員組織(有償ボ  
ランティア)です。

### 事業目的

本事業は、労働者の仕事と家庭の両立支援及び地域の子育て支援を目的としています。

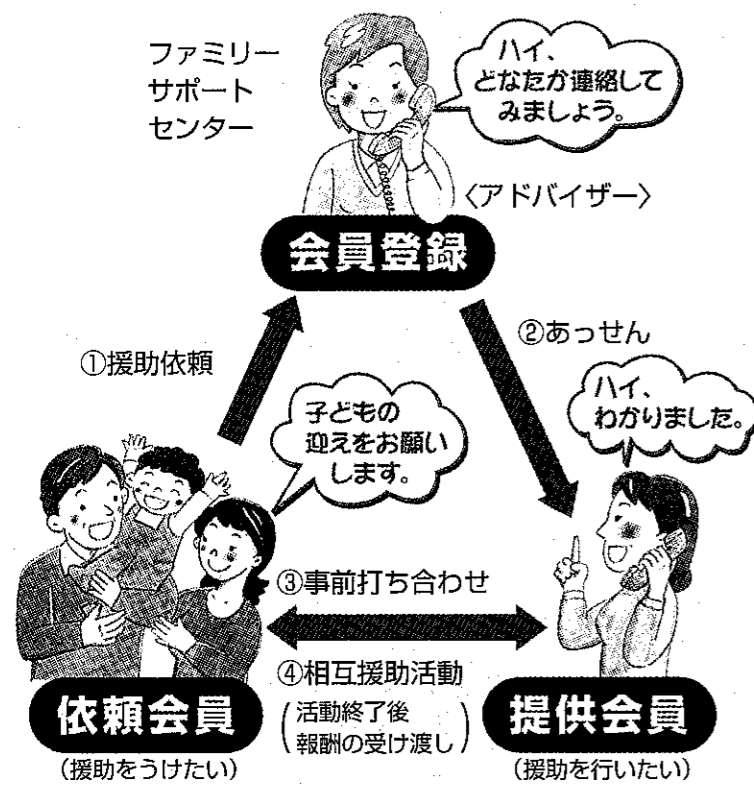
### 設立運営

- 市町村(複数の市町村が共同で設立する場合を含む)
- 市町村はセンターの事業を公益法人等に委託することもできます。

### 業務内容

- 会員の募集・登録
- 関係機関との連絡調整
- 交流会・講習会等の開催
- 相互援助活動の調整
- 保育所との連絡システムの整備 など

## ファミリー・サポート・センターのしくみ



### 育児サービスを受けるには

ファミリー・サポート・センターに会員登録していることが前提です。

- ①依頼会員は、ファミリー・サポート・センターに連絡を取り、援助を申し込む。
- ②ファミリー・サポート・センターは、提供会員の中から適当と思われる方をあっせんする。
- ③依頼会員、提供会員が互いに事前打ち合わせを行う。  
(条件等で折り合いがつかなければ、お断りできます。)
- ④会員による相互援助活動

※会員登録するには?  
提供会員、依頼会員ともにセンターの会員登録条件を満たしていれば、センターに申し込んで会員登録することができます。会員になるためには特別な資格は不要です。

事故に備え、ファミリー・サポート・センターが補償保険に一括して加入します。

## 会員間の主な活動内容

会員間の活動には恒常的なものと臨時的なものがあります。

- 保育施設の保育開始前や終了後に子どもを預かる
  - 保育施設までの送迎を行う
  - 学校の放課後や学童保育終了後、子どもを預かる
  - 保護者の病気や急用の場合に子どもを預かる
  - 買い物等外出の際、子どもを預かる など
- ☆原則として子供を預かる場所は、提供会員の自宅とします。

# ファミリー・サポート・センターの補助制度のお知らせ

## 国の補助制度

### 《仕事と家庭両立支援特別援助事業》

☆原則人口5万人以上の市町村(複数の市町村が共同で設立する場合を含む)に対し、ファミリー・サポート・センターの設立運営に要する経費の1/2以内を補助します。

- アドバイザーに対する謝金
- 会員講習会の開催経費
- 広報誌発行等印刷経費
- センター運営に必要な備品購入費 等

## 県の補助制度

### 《三重県ファミリー・サポート・センター補助金》

☆国の《仕事と家庭両立支援特別援助事業》に基づき、ファミリー・サポート・センターを設立し運営する原則人口5万人以上の市町村(複数の市町村が共同で設立する場合を含む)に対し、国庫補助対象経費の1/4以内を5年間補助します。

- アドバイザーに対する謝金
- 会員講習会の開催経費
- 広報誌発行等印刷経費
- センター運営に必要な備品購入費 等

### 《ミニ・ファミリー・サポート・センターモデル事業補助金》

☆人口5万人未満の市町村(複数の市町村が共同で設立する場合を含む)が設立する場合に補助対象経費の1/2以内を3年間補助します。

- アドバイザーに対する謝金
- 会員講習会の開催経費
- 広報誌発行等印刷経費
- センター運営に必要な備品購入費 等

# ファミリー・サポート・センターの 補助制度のお知らせ

## 国の補助制度

### 《仕事と家庭両立支援特別援助事業》

☆原則人口5万人以上の市町村（複数の市町村が共同で設立する場合を含む）に対し、ファミリー・サポート・センターの設立運営に要する経費の1/2以内を補助します。

- アドバイザーに対する謝金
- 会員講習会の開催経費
- 広報誌発行等印刷経費
- センター運営に必要な備品購入費 等

## 県の補助制度

### 《三重県ファミリー・サポート・センター補助金》

☆国の《仕事と家庭両立支援特別援助事業》に基づき、ファミリー・サポート・センターを設立し運営する原則人口5万人以上の市町村（複数の市町村が共同で設立する場合を含む）に対し、国庫補助対象経費の1/4以内を5年間補助します。

- アドバイザーに対する謝金
- 会員講習会の開催経費
- 広報誌発行等印刷経費
- センター運営に必要な備品購入費 等

### 《ミニ・ファミリー・サポート・センターモデル事業補助金》

☆人口5万人未満の市町村（複数の市町村が共同で設立する場合を含む）が設立する場合に補助対象経費の1/2以内を3年間補助します。

- アドバイザーに対する謝金
- 会員講習会の開催経費
- 広報誌発行等印刷経費
- センター運営に必要な備品購入費 等

# 三重県内のファミリー・サポート・センター

県内に設立されている育児のファミリー・サポート・センターは次のとおりです。  
入会手続きやサービスの詳細に関することは各センターへお問合せください。

【注】活動報酬については1時間あたりの金額を表示。

## 四日市市ファミリー・サポート・センター

所在地：〒510-0961 四日市市波木町2040-2 NPO法人 体験ひろば☆こどもスペース四日市内  
電話：0593-23-0023 FAX：0593-23-0023  
活動開始日：平成9年8月12日  
開設時間：8:30～19:30（日曜・月曜・祝休日・年末年始を除く）  
活動報酬：7:00～19:00 700円 それ以外の時間帯 800円

## 桑名ファミリー・サポート・センター

所在地：〒511-0068 桑名市中央町2丁目41  
電話：0594-22-9871 FAX：0594-22-9871  
活動開始日：平成15年1月6日  
開設時間：8:30～17:00（土曜・日曜・祝休日・年末年始を除く）  
活動報酬：7:00～19:00 700円 それ以外の時間帯 800円

## 名張市ファミリー・サポート・センター

所在地：〒518-0643 名張市桔梗が丘西3-3-107 名張市こども支援センターかがやき内  
電話：0595-66-3915 FAX：0595-66-5650  
活動開始日：平成15年1月10日  
開設時間：9:30～17:00（日曜・月曜・祝休日・年末年始を除く）  
活動報酬：月～金 7:00～20:00 720円 土・日・祝日・年末年始 7:00～20:00 840円

## いせファミリー・サポート・センター

所在地：〒516-0037 伊勢市岩渕2-3-13 NPO法人三重みなみ子どもネットワーク内  
電話：0596-28-5692 FAX：0596-28-5679  
活動開始日：平成14年10月1日  
開設時間：8:30～19:00（土曜・日曜・祝休日・年末年始を除く）  
活動報酬：7:30～19:00 700円 それ以外の時間帯 800円

## まつさかファミリーサポートセンター

所在地：〒515-0045 松阪市駅部田町112 ツインハーティD2 102号  
特定非営利活動法人 松阪子どもNPOセンター内  
電話：0598-25-0686 FAX：0598-25-0686  
活動開始日：平成15年12月1日  
開設時間：8:30～19:00（土曜・日曜・祝休日・年末年始を除く）  
活動報酬：平日7:30～19:00 700円 それ以外の時間及び土・日・祝日 800円 年末年始 1000円

## おわせファミリー・サポート・センター

所在地：〒519-3647 尾鷲市小川西町14-2 尾鷲第一保育園子育て支援センター内  
電話：0597-23-2629 FAX：0597-23-2629  
活動開始日：平成16年7月1日  
開設時間：9:00～17:00（土曜・日曜・祝休日・年末年始を除く）  
活動報酬：7:00～20:00 700円 それ以外の時間帯 800円

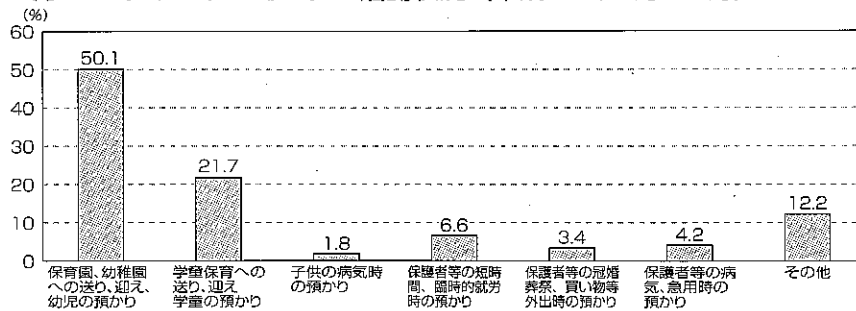
## 小俣町ファミリー・サポート・センター

所在地：〒519-0505 度会郡小俣町本町444番地 ゆりかご園 子育て支援センター内  
電話：0596-29-0552 FAX：0596-29-0552  
活動開始日：平成14年6月21日  
開設時間：8:25～17:10（土曜・日曜・祝休日・年末年始を除く）  
活動報酬：7:00～19:00 700円 それ以外の時間帯 800円

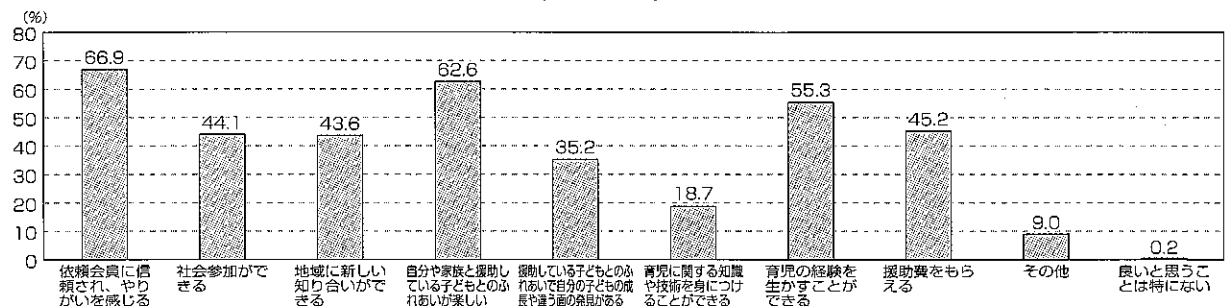
# 地域で支え合う子育てに大きな評価・高まる期待 ＝ファミリー・サポート・センターの現状＝

(財)女性労働協会「平成14年度ファミリー・サポート・センター活動状況調査」(速報)より

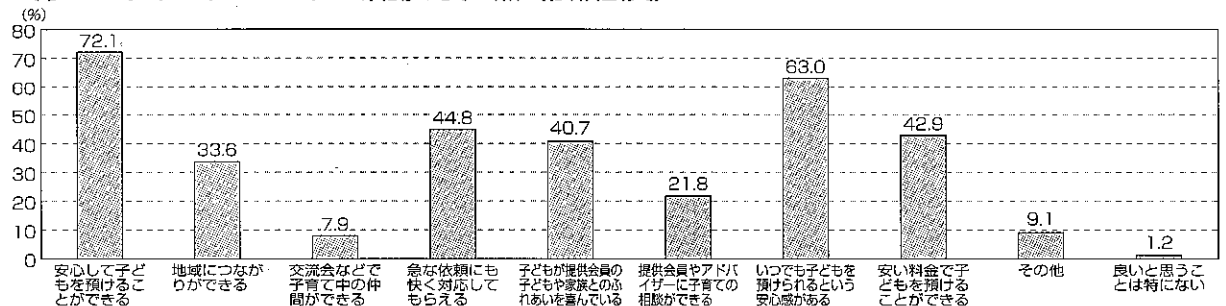
## ●ファミリー・サポート・センター活動状況(平成14年4月～6月)



## ●ファミリー・サポート・センター活動の良い点(提供会員)



## ●ファミリー・サポート・センター活動の良い点(依頼会員)



## ●●●センター活動等についての意見等●●●

### ・センターのお陰で働き続けることができる(依頼会員)

保育所のお迎えと仕事が終わるまで見ていただいておりますが、現在の仕事を続けられているのは、センターのお陰と思っています。このようなサポート・センターがなければ、別の仕事を探さなければならず、生活基盤が成り立ちません。急な残業や子どもの体調不良などによる急な依頼にも快く対応していただき、お陰で仕事に穴をあけることもなく、安心して子どもをお願いできます。

### ・子育ての経験豊富な提供会員に子育ての援助をしてもらい助かっている(依頼会員)

私がお世話になっているサポート会員さんはいつも温かく何でも相談にのってくださいます。既に両親もなく頼るところも実際にありませんので、子育ての経験豊富な会員の方に子育ての助言をいただいたり、趣味の会合などで外出する際、子どもをみてもらうことができ大変助かっています。

お陰で悩んでイライラすることも少なくなり、また、たまに子どもを預けて外出することにより、リフレッシュすることができ、明るい気持ちで子どもに向かえます。

### ・子どもとの楽しい時間を過ごせてセンター活動は楽しい(提供会員)

保育園に迎えに行った私にニコッと笑って飛び込んできます。本当に可愛い。子ども達から沢山の元気を運んでもらい、また発見もあり、楽しい一時を過ごすことができます。

私を頼り慕ってくれる子どもを見ていると私でも役立っているんだと実感でき、センター活動の依頼を受けるたびに「ありがたい」という感謝の念を持ちます。様々なご希望に添えるよう、この活動を続けていきたいと思っています。

### ・子育て中の母親を応援したい(提供会員)

今の世の中、ご近所付き合いがなく、一人で悩んでしまうお母さんが多いように思います。ほんの1～2時間子どもを預けることにより、お母さん達がリフレッシュできるのなら、子育ての先輩として、ほんの少しアドバイスする…。それもセンター活動には大切な事ではという思いでいます。



# ファミリー・サポート・センター Q&A

**Q1** ファミリー・サポート・センターと会員との関係はどのように考えたらよいのでしょうか？

**A** 会員はセンターの構成員であり、センター（具体的にはアドバイザー）は、会員間で行う相互援助活動の調整を行うもので、センターと雇用関係にあるものではありません。ですから、雇用関係を前提とする労働基準法その他の労働関係諸法規は適用されず、また、労災保険などの労働保険関係が成立することはありません。

**Q2** 報酬については、どのように考えたらよいのでしょうか？

**A** 会員間で行う相互援助活動は、請負又は準委任契約に基づくものであり、活動に対する報酬についても、この契約の内容によることとなります。したがって、報酬の有無、報酬の額、報酬の支払方法についても、基本的には当事者間で取り決められるものです。

しかし、金銭の授受はトラブルを伴いやすいことから、センターが地域の実情に応じて基準を定めることが望ましく、他のボランティア活動の報酬、地域サービスの利用料金、会員の状況等を勘案して定めることとなりますが、いずれにしても明確にすることが重要です。

具体的には、全国ファミリー・サポート・センターにおける通常の時間帯の報酬額は、1時間あたり600円から800円としているところが多くなっています。

**Q3** 会員になるためには、何か資格が必要でしょうか？

**A** 資格等は特に必要ありません。この事業の趣旨を理解し協力して下さる方、子育ての支援を必要としている方ならどなたでも会員になることができます。

ファミリー・サポート・センターでは、会員に対し、育児についての知識、技術を身につけるための講習会を開催することとしています。

**Q4** 相互援助活動中に事故等が生じた場合の責任の所在はどのようになっているのでしょうか？

**A** 相互援助活動中に事故が生じた場合は、当事者である会員相互間において解決することとなります。ファミリー・サポート・センターが行うのは、会員を紹介するまでです。それ以降は、会員同士の請負又は準委任契約となりますので、相互援助活動を実施中に事故が生じた場合の責任は、当事者である会員相互間において解決することとなっています。

そこで、会員は事故に備え、(財)女性労働協会を保険契約者とするファミリー・サポート・センター補償係に一括して加入することとなります。

- ①会員傷害保険/会員が援助活動中や援助活動の提供のための往復途上において会員が傷害を被った場合の補償
- ②研修会・会合傷害保険/センターが主催する研修中や研修会場の往復途上において会員が傷害を被った場合の補償
- ③賠償責任保険/会員が援助活動中に、監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の損害賠償が生じた場合に負担する賠償金等の補償
- ④児童傷害保険/会員の子が援助活動を受けている間に傷害を被った場合の補償

**Q5** 相互援助活動の場所は、どの範囲まで考えればよいのでしょうか？

**A** 原則として、子供を預かる場所は、提供会員の自宅です。

もちろん、近所の公園や児童関係施設等へ連れて行き、遊ばせることもできます。

なお、センターは、相互援助活動の調整を行う事務局であり、事務所は存在しますが、子供などを預ける施設ではありません。



三重県生活部 勤労福祉室

〒514-8570 津市広明町13 TEL 059-224-2454・FAX 059-224-2455



様式1号 (第3条関係)

ファミリーサポートセンター事業実施計画書

市町村名 松 阪 市

1 ファミリーサポートセンターの概要

(1) ファミリーサポートセンターの名称

まつさかファミリーサポートセンター

(2) 設立年月日 平成15年 9月5日

相互援助活動開始年月日 平成15年12月1日

(3) 所在地

三重県松阪市駅部田町112番地 ツインハーティD2 102号

郵便番号 515-0045 電話番号 0598-25-0686

ファクス番号 0598-25-0686

(4) 運営方法 直営  (委託先 特定非営利活動法人 松阪子どもNPOセンター)

(5) 事務局体制

イ センターの開設時間 8:30~19:00

ロ アドバイザーの配置人員 4名

(勤務形態 8日稼働2名、10日稼働2名)

[合計稼働日数 36人日/月]

ハ サブ・リーダーの配置人員 無

ニ 事務所借上げの有無  (施設名 ツインハーティD2 102号 )  
無

(6) 会員数

区 分	15年度末会員数	16年度末会員数(見込み)
合 計	127人	230人
うち提供会員	59人	100人
うち依頼会員	48人	90人
うち両方会員	20人	40人

2 ファミリーサポートセンターの事業実施計画

(1) ファミリーサポートセンターの運営

区 分	出席者数		
イ 全国交流会への出席	延べ 3人		
区 分	視察人員	視 察 先	
ロ 先行実施県への視察	延べ 2人	愛知県犬山市視察	
区 分	配 置 状 況	15年度末 配置数	16年度末 配置数
ハ アドバイザー	アドバイザーの配置	4人	4人
	サブリーダーの配置	0人	0人

(2) 会員に対する講習会等の開催

区 分	回 数	講師人員 (うち有料人数)	受講者数	借料の有無	託児の有無	
イ 説明会の開催	2 回	延べ 1人 (延べ 0人)	延べ 120人	有・ <u>無</u>	<u>有</u> ・無	
ロ 講習会の開催	2 回	延べ 7人 (延べ 6人)	延べ 120人	有・ <u>無</u>	<u>有</u> ・無	
ハ 交流会の開催	1 回	1人	50人	<u>有</u> ・無	<u>有</u> ・無	
区 分	回数	講師人員 (うち有料人数)	事例発表者 (うち有料人数)	受講者 数	借料の 有無	託児の有 無
ニ 事例発表の開催	1 回	延べ 0人 (延べ0人)	延べ 2人 (延べ2人)	延べ 120人	<u>有</u> ・無	<u>有</u> ・無

(3) アドバイザー及びサブ・リーダーの連絡調整会議の開催

回 数	参加人数	借料の有無
	延べ 人	

(4) ファミリーサポートセンターと協力保育所との連絡

回 数	内 容	参加人数	借料の有無
		延べ 人	有・無

(5) シルバー人材センター等と連携した高齢者を対象とし講習会等の開催

回 数	内 容	講師人員 (うち有料人数)	受講者数	借料の有無
		延べ 人 (延べ 人)	延べ 人	有・無

(6) 広報誌の発行

広報誌の名称	発行回数	発行部数	主な配布先
ホットタイム	4 回	1, 000 部	会員・保育所・幼稚園・学校 子育て支援センターほか

## 3 補助事業運営計画

単位:円

区 分	金額
補助事業に対する経費(総事業費) A	5,634,000
国庫補助対象経費(支出予定額) B	5,634,000
国庫補助金交付申請額	
「仕事と家庭両立支援特別援助事業費補助金」 C	1,408,000
「特別保育事業等国庫補助金」 D	1,408,000
合 計(C+D) E	2,816,000
三重県ファミリーサポートセンター補助金 交付申請額 (B×1/4) F	1,408,000

(注)ア、本表は「4 補助事業に要する経費配分及び算出基礎」により記入すること

イ、F欄に1,000円の端数が生じた場合はこれを切り捨てること

## 4 相互援助事業積算内訳

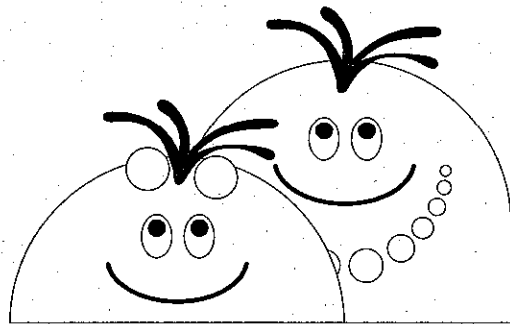
単位:円

区 分	総事業費(事業に関する経費)	補助対象経費
1. ファミリーサポートセンターの運営に要する経費	謝金 3,240,000	謝金 3,240,000
	旅費 121,500	旅費 121,500
	消耗品費 340,000	消耗品費 340,000
	光熱水費 61,800	光熱水費 61,800
	印刷製本費 264,800	印刷製本費 264,800
	保険料 110,100	保険料 110,100
	手数料 76,000	手数料 76,000
	通信運搬費 264,000	通信運搬費 264,000
	使用料及び賃借料 574,800	使用料及び賃借料 574,800
	備品購入費 150,000	備品購入費 150,000
	小計 5,203,000	小計 5,203,000
2. 会員等に対する講習会等の開催に要する経費	○講習会	○講習会
	謝金 240,000	謝金 240,000
	旅費 20,000	旅費 20,000
	○会員交流会	○会員交流会
	食料費 20,000	食料費 20,000
小計 280,000	小計 280,000	
3. 広報紙の発行に要する経費	印刷製本費 115,000	印刷製本費 115,000
	通信運搬費 36,000	通信運搬費 36,000
	小計 151,000	小計 151,000
合 計	5,634,000	5,634,000

ファミリー・サポート・センター

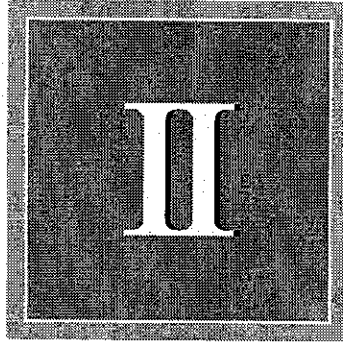
運 営 の 手 引

——平成15年度育児サポート版——



ファミリーサポートセンター

財団法人 女性労働協会



**仕事と家庭両立支援特別援助事業の  
仕組みと概要**

## 1

## 育児サポート事業の内容

仕事と家庭両立支援特別援助事業－育児サポート－は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織として「ファミリー・サポート・センター」を設立し、その会員が地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する事業であり、設置促進事業、相互援助事業及び運営支援事業からなります。

このうち設置促進事業及び相互援助事業は、これらを実施する地方公共団体への国庫補助事業であり、運営支援事業は、厚生労働省が（財）女性労働協会に委託して行うものです。

## (1) 設置促進事業

設置促進事業は、都道府県が市町村に対してファミリー・サポート・センターの設立を促進するために必要な指導、啓発、その他の援助を行う事業であり、具体的には次のような業務を行います。

- イ 管内の市町村に対するファミリー・サポート・センターの設立を促進するための啓発、指導
- ロ ファミリー・サポート・センターについてのニーズの調査、分析
- ハ ファミリー・サポート・センターのアドバイザー及びサブ・リーダーに対する相互援助活動に関する研修の実施
- ニ 会員からの相談に対し、適切なアドバイスを行うコンサルタントの委嘱
- ホ 全国情報交流集会への参加、先行実施県実地視察の実施等情報収集業務
- ヘ ファミリー・サポート・センターと子育て支援関連施設・事業との連携

## (2) 相互援助事業

- イ 相互援助事業は、市町村が、ファミリー・サポート・センターを設立し、かつ、その会員による育児に関する相互援助活動に対する援助を行う事業です。
- ロ 相互援助事業のうち、大都市特例事業は、政令指定都市及び三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県）の市町村が、育児に関する相互援助事業を行うファミリー・サポート・センターの設立当初の円滑な運営の確保のために行う事業です。（平成15年度限り）

### (3) 運営支援事業

運営支援事業は、ファミリー・サポート・センターの円滑な業務運営のために行う調査研究及び会員の福祉向上に必要な事業であり、具体的には次の業務を行います。

- イ ファミリー・サポート・センターの会員による相互援助活動に関する調査研究
- ロ ファミリー・サポート・センター活動マニュアル（運営手引）の作成
- ハ ファミリー・サポート・センターの運営指導
- ニ ファミリー・サポート・センター会員の福利増進事業
  - ・全国情報交流集会の開催
  - ・情報誌の作成

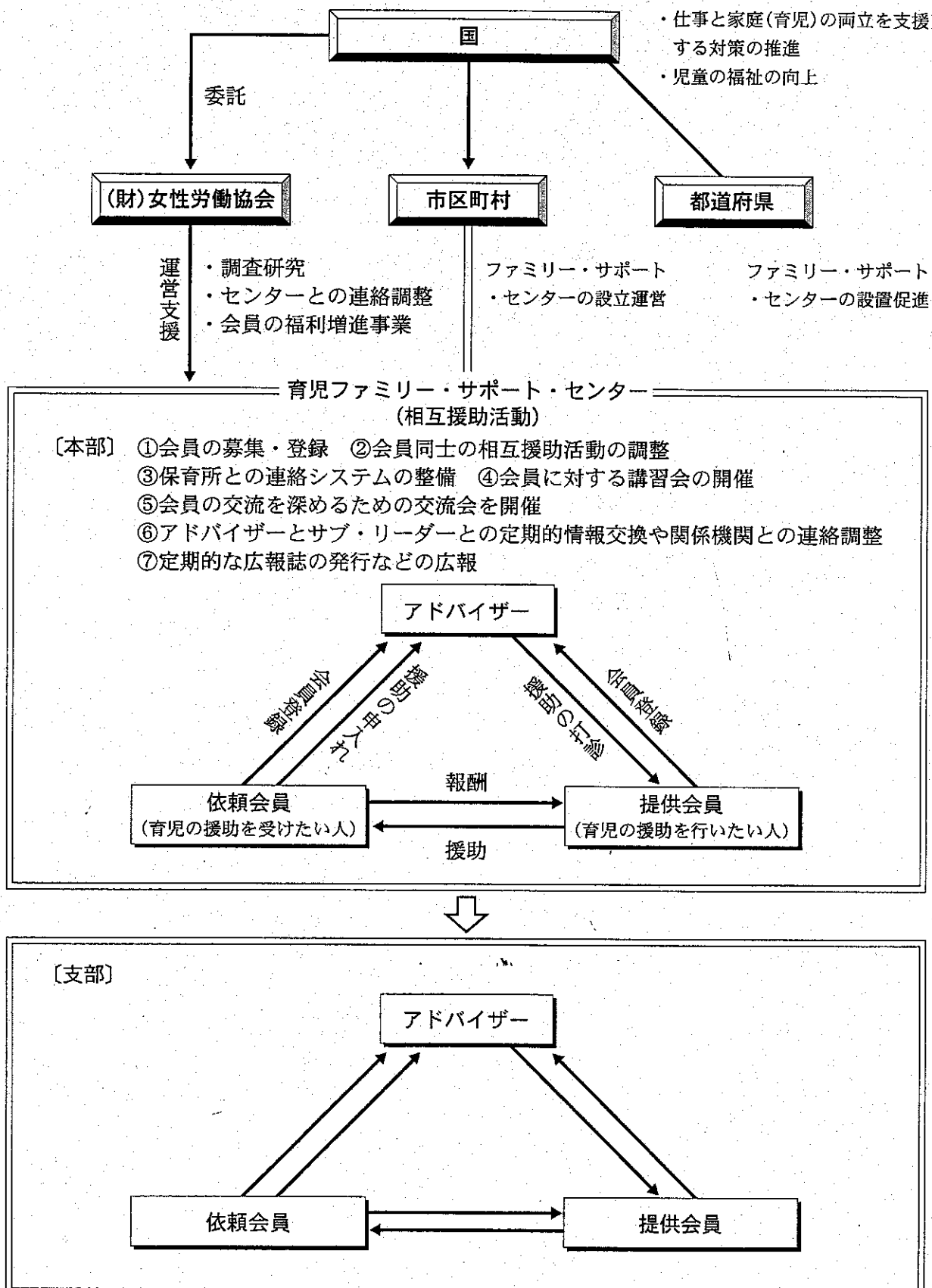
## 2 補助金について

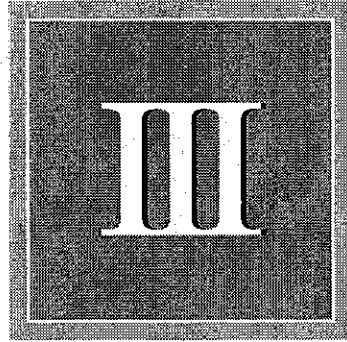
本事業の1の(1)及び(2)に係る補助金の交付手続等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及びこれに基づく命令によるほか、「中小企業福祉事業費補助金、仕事と家庭両立支援特別援助事業費補助金及び勤労青少年福祉施設整備費補助金交付要綱」及び「特別保育事業費等補助金交付要綱」に基づいて行われます。ただし、育児に関する相互援助事業に対する補助については、一定規模以上（相互援助活動件数が、年間1,000件以上）の事業の実施が見込まれる場合となっています。

- (1) 設置促進事業については、都道府県に対するファミリー・サポート・センターの設立促進に要する経費（補助対象経費に限る。）の2分の1の額
- (2) 相互援助事業については、市町村の設立運営に要する経費（補助対象経費に限る。）の2分の1の額
- (3) 大都市圏の市町村におけるファミリー・サポート・センター（支部を含む）の設立に係る経費については、250万円（支部は130万円）まで定額を補助（平成15年度限り）



## 仕事と家庭両立支援特別援助事業フローチャート 育児サポート





ファミリー・サポート・センターの  
設立と運営

# 1 ファミリー・サポート・センターの設立

設立に当たっては、①事務所の借り上げ、アドバイザーの委嘱等の事務局体制の整備、②会則、事業計画等センターの運営方針等の策定、③広報活動、会員募集が必要となってきます。

## (1) ファミリー・サポート・センターの設立基準

ファミリー・サポート・センターを設立できる市町村（特別区を含む）は、次のいずれかです。

イ 原則として、人口5万人以上であること（隣接する複数の市町村と共同で1つのファミリー・サポート・センターを設立する場合は、当該市町村の人口の合計が5万人以上であること）。

ロ 女性の就業及び世帯の状況等を考慮し、イの市町村におけるものと同規模程度以上の事業の実施が見込まれること。

具体的には、援助を行いたい者及び援助を受けたい者の合計数が原則として300人以上であることとされていますが、妥当とみられる会員確保計画がある場合にはこの限りではありません。

なお、ファミリー・サポート・センターには、アドバイザーの委嘱等により担当者（アドバイザー等）を確保することとされています。

## (2) ファミリー・サポート・センターの支部の設置

イ 育児に関する相互援助活動を行う市町村のうち政令指定都市及び人口10万人を超える市町村については、一定規模以上の事業の実施が見込まれる場合、本部のほかに支部を設置することができます。

支部は、政令指定都市については区ごとに1か所、政令指定都市以外の人口10万人を超える市町村については1か所に人口が10万人を超える10万人ごとに1か所ずつ加えた数を設置することができます。すなわち、10万人を超え20万人以下の市町村にあつては1か所、20万人を超え30万人以下の市町村にあつては2か所の支部を設置することができます。

ロ 支部（政令指定都市に置かれる支部を除く。）の会員数は、援助を行いたい者及び援助

を受けたい者の合計数が原則として各支部150人以上とされていますが、妥当とみられる会員確保計画がある場合にはこの限りではありません。

- ハ 支部にも、アドバイザーの委嘱等による担当者(アドバイザー等)の確保が必要です。
- ニ 支部の設置に当たっては、支部の事業と地域子育て支援センターが行っている育児相談等の育児支援サービスを一体的に提供することができるよう、地域子育て支援センターに併設することが望まれます。

### (3) ファミリー・サポート・センターの組織

ファミリー・サポート・センターは、育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者からなる会員組織であり、センター(支部を含む)には、これらの会員と会員間の相互援助活動の調整等を行う事務局が存在することとなります。

#### イ ファミリー・サポート・センターの会員

育児の援助を受けたい方、援助を行いたい方はセンターに申し込んで会員になれます。特別な資格などは必要ありません。援助を受けることと行うことの両方を希望する場合には両方会員になることもできます。

#### ロ ファミリー・サポート・センターの事務局

ファミリー・サポート・センターには、下記(P29)に掲げる業務を行う担当者の確保が不可欠です。担当者の配置に当たっては、アドバイザーを委嘱する方法又は市町村の職員を配置する方法があります。

ただし、補助金の対象となるのは、アドバイザーの報酬のみであり、職員の配置の場合は、市町村から賃金が支払われているため、補助金の対象にはなりません。

また、アドバイザーは地域の実情により複数置くことができますし、1名職員を配置した上、アドバイザーを委嘱することも可能です。

市町村がアドバイザーを委嘱する場合には、育児について豊かな経験と知識を有する者として、地方公務員法第3条第3項第3号の特別職の非常勤職員とすることが必要です。

アドバイザー等が中心となり、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者との調整等を行います。会員数が多い場合や既存のグループが活用できる場合は、地区別等に区分した複数の会員グループを作り、その世話役(サブ・リーダー)を活用して行うこともできます。

この場合、サブ・リーダーは、アドバイザーが、会員の中から適当と思われる者を選任します。

アドバイザーとサブ・リーダーは、相互援助活動の状況、会員の状況を把握するため、定期的に連絡を取り、会員間の相互援助活動について情報交換を行うことが望まれます。

(イ) アドバイザーの業務は、次のとおりです。

[本部]

- ① ファミリー・サポート・センターの事業内容の周知、啓発
- ② 会員の募集、登録
- ③ 会員の統括
- ④ サブ・リーダーの選任
- ⑤ サブ・リーダーの育成指導
- ⑥ 会員の相互援助の調整
- ⑦ 保育所との連絡システムに係る保育所との連絡・調整
- ⑧ 会員に対する講習会及び会員の交流会の実施
- ⑨ 会員間のトラブルへの助言
- ⑩ ファミリー・サポート・センターの経理事務等の業務運営
- ⑪ 会員に対する広報紙の発行
- ⑫ 他のセンター、支部、関係機関との連絡調整

[支部]

①から⑫まで

(ロ) サブ・リーダーの業務は、[本部] [支部] ともに次のとおりです。

- ① グループ会員の統括
- ② グループ会員の募集
- ③ アドバイザーとの連絡調整
- ④ グループ会員との連絡調整
- ⑤ アドバイザーの指示を受け、会員の相互援助の調整
- ⑥ 各グループのサブ・リーダーとの連絡調整

## 2 ファミリー・サポート・センターの運営

### (1) ファミリー・サポート・センターの行う業務

ファミリー・サポート・センターは、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織であり、センターでは、アドバイザー等が中心になり、その会員による育児に関する相互援助活動の調整等の業務を行います。

なお、市町村は、ファミリー・サポート・センターの行う事業を公益法人等に委託することができます。

#### ① ファミリー・サポート・センターの行う具体的業務内容

イ 会員の募集、登録その他の会員組織業務

ロ 相互援助活動の調整等

アドバイザー等が中心となり、育児の援助を行いたい者と当該援助を受けたい者との調整等を行うものです。会員数が多い場合や既存のグループが活用できる場合は、地区別等に区分した複数の会員グループを作り、その世話役(サブ・リーダー)を活用して行うことができます。

ハ 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

ニ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

ホ アドバイザーとサブ・リーダーとの定期的な情報交換のための連絡調整会議の開催

ヘ 関係機関との連絡調整

ト 定期的な広報紙の発行等広報業務

チ 保育所との連絡システム(P32参照)

#### ② 支部の行う事業内容も、上記①のイからチまでです。

なお、広報業務等本部が一括して実施することが効果的な業務については、本部が一括して実施することができます。

#### ③ 大都市特例事業を行うファミリー・サポート・センター(支部を含む。)は、会員を早期に確保し円滑な相互援助活動を行うため、次の業務を設立初年度に集中的に行うことができます。

イ 会員募集のための広報業務

ロ 会員募集のための説明会の開催

ハ 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

ニ その他①に示す業務のうち、設立当初の円滑な運営の確保のために有効な業務

## (2) 会員間で行う相互援助活動

会員相互で行う援助活動の内容の主なものを例示すると以下に掲げるとおりで、恒常的なものと臨時的なものがあります。

なお、会員間で行う相互援助活動は、援助を行いたい者と援助を受けたい者との援助請負又は準委任契約ですから、原則としてセンターやその他の施設等において集団保育を行うものではありません。

- イ 保育施設の保育開始時まで子供を預かること。
- ロ 保育施設の保育終了後、子供を預かること。
- ハ 保育施設までの送迎を行うこと。
- ニ 学童保育終了後、子供を預かること。
- ホ 学校の放課後、子供を預かること。
- ヘ 子供が軽度の病気の場合等、臨時的、突発的に終日子供を預かること。
- ト 冠婚葬祭や他の子供の学校行事の際、子供を預かること。
- チ 買い物等外出の際、子供を預かること。

原則として、子供を預かる場所は、援助を提供する会員の自宅とします。ただし、子供が病気等の場合であって、移動させることが適切でない場合は、依頼する会員の自宅において援助を行います。

また、援助活動は、早朝、夜間にわたることもあり得ますが、原則として子供の宿泊は行わないようにします。

会員相互で、援助を提供する場合と援助を受ける場合と、その立場が変わり得るものですが、援助の提供を受けたら直ちに援助の提供をしなければならないといったものではありません。

## (3) 相互援助活動の調整

アドバイザー等が調整を行いますが、入会時に会員から得た相互援助活動に必要な情報をセンターに備えつけのパーソナル・コンピュータに入力するなどしておき、会員から援助の申込みがあった場合に、これらのデータを検索することにより適切と思われる会員を紹介することとなります。

会員間の相互援助活動は当事者間の請負又は準委任契約に基づくものであり、当該会員の援助を受けるかどうかは、あくまでも会員の自発的な判断によるもので、一方的に援助を行わせるものではありません。したがって、調整を行う場合は、できる限り複数の該当する会員を紹介します。また、紹介されたからといって、その会員の援助を絶対に受けなければならないものでもありません。



また、相互援助活動は、必ずアドバイザーを通じて行いますが、事務局が調整を行う時間帯（事務局の業務の時間）と相互援助活動の時間帯とは異なります。したがって、緊急の場合やサブ・リーダーを通じて調整を行う場合、その方法を明確にするとともに、会員に周知することが必要です。

#### (4) 会則の制定

市町村は、あらかじめ相互援助事業の実施に必要な事項を規定したファミリー・サポート・センターの会則を制定することが望まれます。

#### (5) 会員間の報酬

援助活動に対する報酬は、原則としてその会員相互間で決定するものですが、報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映した適正と認められる額を会則等で定めることができます。

#### (6) 相互援助活動中の事故への対応

相互援助活動実施中に事故が生じた場合は、当事者である会員相互間において解決することとなります。

会員が行う相互援助活動中の子供の事故に備え、補償保険に加入する必要があります。

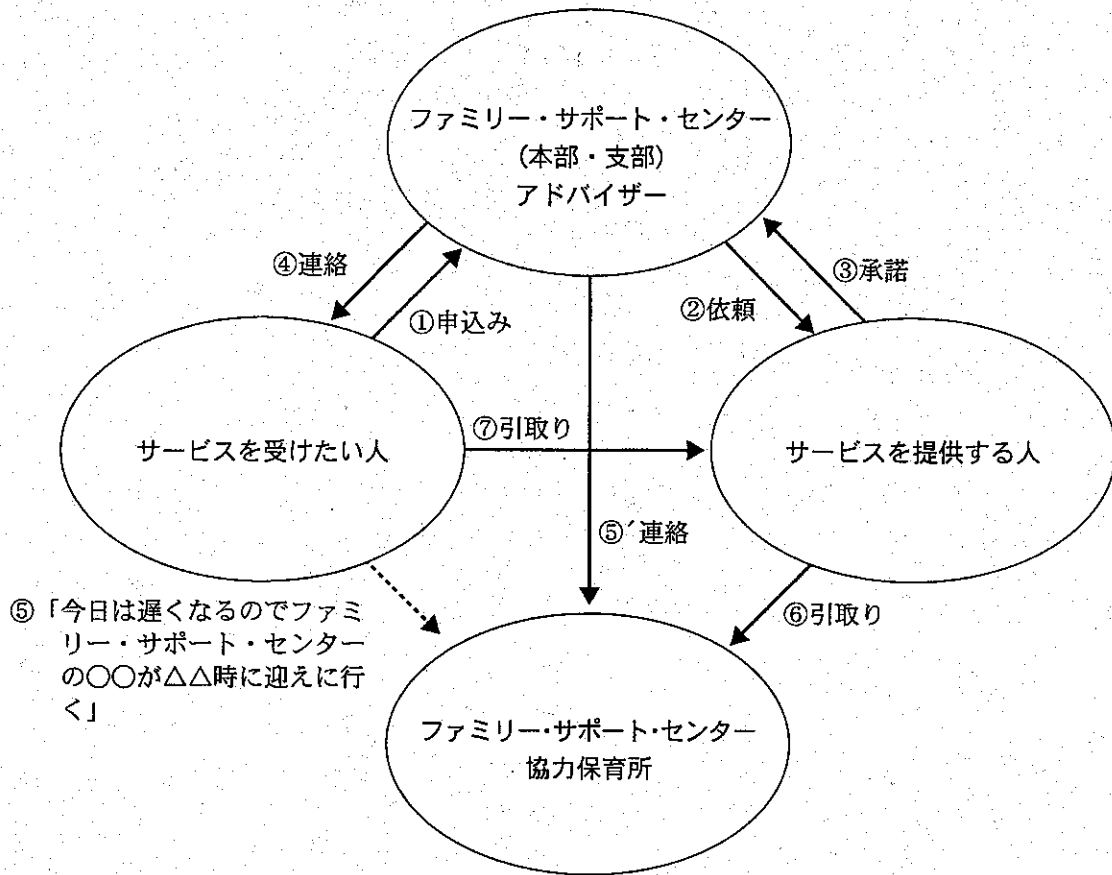
#### (7) ファミリー・サポート・センターと保育所との連絡システムについて

##### ① 趣旨

急な残業等の際に育児の援助を受ける会員の利便性の向上を図るため、ファミリー・サポート・センターと保育所との連携を図り、ファミリー・サポート・センターが基本的に保育所との連絡を親の代わりに担当するとともに、定期的に保育所、地域のサブ・リーダー、サービスを提供する会員との情報交換のための打合せ、交流会を行うことにより、ファミリー・サポート・センターの相互援助活動の円滑な実施を促進することとします。

##### ② 事業の内容

ファミリー・サポート・センターが親に代わって保育所との連絡を行うため、以下のとおり、保育所との連絡システムを整備します。



\* 働く親が連絡していた⑤をファミリー・サポート・センターが⑤'で連絡

### ③ 実施に当たっての留意事項

本連絡システムを実施するに当たっては、次のことに留意します。

#### イ 市町村における留意事項

- (イ) 本連絡システムの実施に当たっては、ファミリー・サポート・センター担当課と保育所担当課とで十分連携を図ること。
- (ロ) 本連絡システムの協力保育所決定後、ファミリー・サポート・センターのアドバイザーと当該保育所の保育士等との連絡会議を実施し、本連絡システムが安全かつ円滑に実施できるよう十分打合せを行い、情報交換を行うこと。

メンバーの例は以下のとおり。

- ・ファミリー・サポート・センター側  
アドバイザー、サブ・リーダー、会員、市町村担当者等
- ・保育所側  
保育所職員、市町村担当者等

#### ロ ファミリー・サポート・センターにおける留意事項

- (イ) 本連絡システムを円滑かつ適正に実施するため、保育所との連絡を親に代わって担当するアドバイザーを配置すること。

- (ロ) 労働者の急な残業時等の育児に関する援助に対応することができるよう、保育所の開所時間に考慮してファミリー・サポート・センターの開設時間を設定することとし、終了時間は17時を超える時間が望ましいものであること。
- (ハ) 援助を受ける会員（以下「利用会員」という。）及び援助を行う会員（以下「提供会員」という。）に対して、本連絡システムの説明を十分行うとともに、利用会員については、本連絡システムの利用希望を確認し、会員票等をその旨記載すること。
- (ニ) 提供会員の会員証は顔写真貼付とし、援助活動時には必ず会員証を携帯するとともに、保育所等において保育士等に会員証を提示するよう指導すること。
- (ホ) 登録されている「利用会員」及び「提供会員」（顔写真付き）の名簿を、該当する協力保育所に渡しておくこと。
- (ヘ) 本連絡システムにより提供会員が保育所に子供を迎えに行く場合、必ず事前に迎えに行く子供の名前と提供会員の名前を保育所に連絡すること。
- (ト) 保育所の保育士と提供会員が意見交換し、交流を図るための交流会を開催すること。

#### ハ 保育所における留意事項

- (イ) 保育所においても、本連絡システムの利用希望を確認し、利用者を把握しておくこと。
- (ロ) ファミリー・サポート・センターからの連絡システム利用に関する情報については、全保育士等がわかるようにしておくこと。
- (ハ) 保育士等が、子供を迎えにきた提供会員に子供を預ける際、会員証で提供会員の氏名、写真を確認し、ファミリー・サポート・センターから連絡があった提供会員であることを、事前に渡されている名簿により確認すること。
- (ニ) ファミリー・サポート・センターから連絡があった提供会員以外の者が迎えにきた場合は、ファミリー・サポート・センター又は子供の親に確認すること。

#### ニ 保育所との連絡システムの整備

- (イ) 保育所との連絡システムは、市内全域の保育所の協力を得て実施することが望ましいものですが、一部の地域から実施することもできます。
- (ロ) 保育所との連絡会議については、地域ごとに実施することもできます。

1 お母さん達によるお母さん達のための活動から、地域に根ざした子育て支援 NPO へ

さくらんぼの活動は、現 NPO 理事長の檜森さんらによる「みんなのまち・草の根ネットの会“子育てパーシャル”」が「子育て情報を得る場がない」という子育て中の母親の声に応え、1995 年草加市初の子育て情報紙『SKIP』を創刊したことに始まる。その後、厚生省（当時）が開始した「ファミリーサポートセンター事業」（1994 年～）同様の活動を自主的にスタートさせるために「相互扶助の精神に基づく子育て家庭支援」を目的とした任意団体「草加子育てさぽうとネット“さくらんぼ”」を 97 年に設立し、2001 年に特定非営利活動法人として埼玉県に認証を受けた。（2004 年 6 月より現名称）

中心的な事業の一つであるサポート事業は、2000 年 4 月草加市にファミリーサポートセンターが開設されたのを機にそちらへ移行し、2003 年 4 月からはファミリーサポートセンターと保育ステーションの管理・運営を市から受託している。ファミリーサポートセンターでは、ニーズに応え、開所日を増やし時間を延長した結果、会員数が前年の同じ時期に比べ 228 名増え 711 名となり、活動件数も 759 件増え 4616 件となっている（2004 年 3 月末現在）。もう一つの事業の中心は交流事業である。公民館等公共施設を利用した幼児教室や母親同士の交流会、父親の育児参加推進のためのイベントなど、多彩な活動が行われている。会員は、育児を支援する「サポーター会員」（全員有償ボランティア）と育児援助を依頼する「メンバー会員」とサポーターとメンバー両方を兼ねる「両方会員」がおり、その数は 300 人を超えている。こうして、さくらんぼの活動は地域に根づき、広がりを見せている。

## 2 運営上の二つの“戦略”

### (1) 助成金で NPO の基礎体力づくり

さくらんぼは手弁当の活動から、市の事業を任されるまでに成長を遂げ、着実に地域に定着しつつある。では、ここまで成長することができた“秘訣”とは何であろうか。檜森さんは「2 年目から、草加市から 100 万円、共同募金会から 150 万円の助成金を管理費など基礎運営費としてもらっていたことが大きい」と言う。さくらんぼでは「基本運営に関わるものと、特別事業に関わるもの、二本立てで助成金というものを考えている。新しいこと新しいことに助成をつけるものが多く、NPO の基本的な体力をつけるための助成はとても少ないが、基本事業に関わる助成金にしか応募しないようにしている」そうである。「新しいことに対してだされる助成金に手を出すと、それに追われてしまうし、助成金欲しさに自分たちの体力以上のことに取り組んでも全くプラスにならない」ことがその理由であるという。従って、「NPO 育成のために、基本的な運営管理に関わる助成金を出してほしい」と要望を語っていた。

助成金の使いづらさは NPO 関係者からよく指摘されるどころであり、檜森さんの言う助成金の改善は今後当然求められるであろう。また助成金を「二本立て」で考え使いこなすというのは NPO 運営にあたって大きなヒントとなるであろう。

### (2) 事業化と有償ボランティアで「責任ある体制づくり」

さらに、任意団体の頃から「責任ある体制づくり」という方針を貫いてきていることがさくらんぼの運営の安定につながっているのではないだろうか。事業については、「民間の営利事業ではないのでほどほどにはあるが、それなりの対価をもらうようにしている」

コード	IA-3	団体名	さくらんぼ			
代表者名	檜森淑子(役職名:理事長)					
所在地	埼玉県草加市中央1-4-1-102					
認証	(西暦)2001年 (申請先:埼玉県)					
設立母体の団体名称	草加子育てさぼーとネットさくらんぼ			設立年	1997年	
<b>定款に記入された活動分野</b> 子どもの健全育成を図る活動、社会教育の推進を図る活動、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動、まちづくりの推進をはかる活動						
<b>定款による目的(抜粋)</b> 人と人とのつながりや暖かさを大切に、相互扶助の精神に基づいて子育て家庭支援事業を展開し、地域の子育て情報の発信と子育て家庭支援の拠点として子どもが健やかに育つことができるまちづくりをめざして活動することを目的とする						
<b>事業内容</b> 草加市委託事業(市ファミリーサポートセンター、保育ステーションの管理・運営)、親子ふれあい教室など子育て支援としての交流事業、出産前後の家事援助、セミナー等の託児など子育て家庭支援としての支援事業、HPや通信による地域子育て支援情報の提供						
理事会	9名(主な役職名:理事長、理事、監事)					
運営スタッフ人数	有給フルタイム(6人) 有給パートタイム(2人) 無給(0人)					
ボランティア人数	常時(約40人) 臨時募集(約20人)					
決定機関と開催頻度(年度内)	総会(1回) 理事会(6回)					
スタッフ会議の開催頻度(年度内)	運営会議(月1回)、リーダー会議(月1回)、サポーター会議(2ヶ月に1回)					
活動施設利用形態	①事務所について 固有財産・公共施設を受託・公共施設借用・民間賃貸・その他( ) ②その他の主な活動場所について 固有財産・公共施設を受託・公共施設借用・民間賃貸・その他( )					
会員数	個人会員数 324人		団体会員数 0団体			
年間収入	総収入(2300万円) 2003年度					
	内訳	会費収入 100万円	事業収入 1847万円	受託金 2800万円 (特別会計)	補助・助成金 347万円	寄付・その他 6万円
回答者名: 檜森淑子(役職名:理事長)			ヒアリング日時:2004年9月22日			

とのことである。子どもに関わる事業の中でも幼児教室や保育事業は有料化しやすい面はあるものの、「質の高いサービスをすれば、対価を払ってでもよかったと満足してくれる」というように、信頼され、質が保証されているからこそ利用されるのであり、その数も伸びているのであろう。加えて、スタッフが30~40代の子育て中の母親が主であるところは民間企業などと異なる点である。また、スタッフは皆「有償ボランティア」として関わっている。「有償ボランティア」の考え方には賛否両論あるが、「有償」であるからこそ責任がより明確化されるのではないだろうか。

### 3 行政と地域との関係づくり

#### (1) 実績を積み重ね、行政と向き合う

さて、さくらんぼでは市からファミリーサポートセンターと保育ステーションの事業を受託して今年で二年目になるが、年2、3回行政に対し要望書や提言を出し、それを受けて両方で話し合いをして、課題の改善をしてもらっているという。「受託を受けた当初はとても制約が多かったが、徐々に担当課（保育課）の人たちが活動を評価し、要望を受けいれてくれるようになってきた。「利用者が増加しているので、予算も増えてきている」ということである。

こうして要望や提言が受け止められるようになったのは、2で述べたような“戦略”をもって「ひとつひとつ実績を積んできたからこそ」であろう。そして、「30代の若い市長になり、行政改革をすすめて市民との協働を推し進めることを打ち出してきたので、その波に乗れたとも感じている」というように、追い風があったことも確かである。とはいえ、行政に対する要望や提言はそう簡単には通らない。しかし、それに対し、「NPOには、相手が悪い、動かないという逃げ場をつくる傾向があるが、そうではなく自分たちが力をつけていかなければ事態は動かない」と指摘する。

また、行政に提言をする際であるが、そのやり方として「役所は当面の仕事に追われているので、草加市ではどのように子育て支援をおこなっていったらいいか、といったビジョンとそれを実現するための方策を提示している」という。市民により近いところで市民ニーズを把握し、行政に欠けている部分を補おうとしているといえよう。他方、要望するときには「きちんとデータを示した上でおこなっている」という。実際の要望書を見ると、確かにデータを提示した上で現状とその問題点を客観的に分析し、さらにそれに対して自分たちで可能な対策法を示し、その上に行政の支援を求めていることがわかる。

#### (2) 地域に一人でも多くの支援者を

さくらんぼでは地域で支えあう子育てを目指しているだけに、地縁組織との関わりも深い。そのひとつに、3町内会とのつきあいがある。町内会との付き合いは、個人のネットワークを突破口にして「幼児教室をはじめにあたり場所を探していて」始まったそうである。そして実際に関係をもってみると、町内会というものが「意外と問口が広く協力的」であるという。具体的には「幼児教室や餅つきなどの行事に町内会館を貸してくれたりする。幼児教室のために、トイレの改装や冷暖房設備を整えてくれるところもあった」。さらには、町内会にかかわる方のお孫さんが幼児教室に参加するなど、関係が深まってきているようである。特に老人会が協力的で、これは「高齢者の方と若いお母さん達との交流」になり、自然と他世代交流へと発展している。また、「商店会の人にも地域で応援してほし

い」という理由から、さくらんぼでは商店会に入会して一緒にイベントをやったり、商店会のイベントがあれば紙芝居をするなどできるところで参加している。

こうした地域との関係性にみられるように、さくらんぼのネットワークづくりのスタンスは「一人でも多くの支援者を増やしていこう」というところにある。「子育て関連のネットワークをつくり、それだけでかたまってしまうのではなく、周りにどんどん支援者を増やして、『いまどきの若いお母さんは…』といった偏見を取り除いて、子育てを応援してくれる地域づくりをめざしたい」と檜森さんは語る。

#### 4 NPOと行政との協働をすすめていくには

##### (1) 子育て支援という「本質」を見失わない

最後に、NPOと行政の協働について、檜森さんは、「わたしたちはみんなの希望を把握し、それを行政とキャッチボールして、自分たちのできるところからやっていっているが、その過程でミッションはまげない。こうした『すり合わせ』が協働ではないか」と言う。そして、そうした行政とNPOとの協働において、最も難しい点として檜森さんは「行政もNPOもお互いが意見を出し合いながら、子育て支援であれば子育て支援という『本質』をいかに見失わないかが一番難しいところである」と述べている。それでは、そうした「本質」を見失わず協働を進めていくにはどうしたらいいのであろうか。それには、「NPOは市民ニーズを汲み取って運営していけるという性質を生かし、その上で『子育て支援を協働という立場でやるにあたっては“これ”が重要である』ということを行政に認めてもらうことが重要だと思う」と話していた。

##### (2) 協働に耐え得るだけの体力づくりを

また、実際に行政から委託事業を受けてみて、行政とNPOとの委託契約は「解せない」ほどとても厳しいものと感じているそうである。こうした状況を改善していくには、「結局のところ、一つのNPOががんばってもだめで、NPOそのものが信頼され、世間一般の中で重要な位置を獲得していかなければならないことを実感している」という。「草加市も今協働を進めており、協働のガイドラインも今年中にはできるだろうが、協働相手となれる自立したNPOというものがほとんどない」ため、「まだまだ道のりは厳しい」のが現状なのである。たとえば、草加市では、市主導で学童保育連絡協議会に働きかけて、学童保育を受託運営するNPOが設立されたが、「こういう形で始まると対等という関係を築くのは難しいのではないだろうか」と檜森さんは指摘する。「NPO育成は行政にとっても課題ではあるが、行政との協働に耐え得るだけの体力をNPOの方がもっていないと実際には協働は進まないのではないか」ということが課題としてだされた。

では、NPOはそうした体力をいかにしてつけていくことができるのだろうか。檜森さんは、①ミッションを貫くこと（ただし、自分たちのミッションの枠からでてこない、こだわりをもちすぎる、のとは違う）、②自己満足から脱するためにも外からの意見を聞くこと（さくらんぼの場合、「スタッフだけの狭い世界の中だけでなく、広く声を聞いて支援してもらっている」というように、小児科の先生や幼稚園協会会長など理事が多彩で、彼らにも相談しながら事業を進めているそうである）、③事業拡大の努力をすること（相手が「～してくれない」と嘆くばかりではだめである）、という3点が重要だと述べている。